

社会福祉法人淳風福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淳風福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職金は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職金については、別に定める役員退職金規程により算出される額
- (3) 通勤手当については、当法人の給与規程第11条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、

当法人の給与規程第3条に準じた日とする。

(2) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日又は土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

1. この規程は、平成16年10月1日から施行する。

2. この規程は、平成29年6月22日より改正施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	手取り 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	手取り 10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	手取り 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	手取り 10,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	20,000円
理事会等会議への出席	手取り 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1.5,000円～ 20,000円